

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊対馬駐屯地
第 4 3 6 会計隊長 古賀 一

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6S7M11100210		689S1A10002 0001					
品名 または 件名							
対馬５０号建物他エレベーター保守点検							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
対馬駐屯地			対馬警備隊後方支援隊				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
対馬警備隊後方支援隊			令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

契約条項及び入札等参加者心得については、第 4 3 6 会計隊事務室、西部方面隊ホームページに掲示

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年2月20日（金）10時15分 幹部食堂

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 調達要求番号の下 4 桁については、省略する。
(2) 適用する契約条項
ア 「役務請負契約条項」
イ 「談合等の不正行為に関する特約条項」
ウ 「暴力団排除に関する特約条項」
エ 「部分払特約条項」
(3) 競争参加資格の年度は、令和 7・8・9 年度とする。
(4) その他項目については、別紙による。
(5) 本記載事項等の問い合わせ先

TEL 0920-52-0791

FAX 0920-52-0791 内線（349）

入札に関する事項 第 4 3 6 会計隊契約班 担当 樋口（ヒグチ） 内線 3 4 8

仕様書に関する事項 対馬警備隊 後方支援隊 営繕班 担当 高橋（タカハシ） 内線 4 4 6

1 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長及び防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 防衛省が行う売買、賃貸借、請負その他の全契約からの暴力団排除を徹底するため、暴力団が実質的に経営をしていない者又はこれに準ずる者でないこと。

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 違約金

落札者が契約締結に応じない場合は、落札価格の100分の5以上、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

4 郵便入札

可とする。

5 入札の無効

- (1) 第1項に記載する競争参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明しがたいもの。
- (3) 郵便入札については令和8年2月19日17時00分までに到着しなかった者の入札
- (4) 警視庁及び道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する全契約から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者の入札
- (5) その他、入札に関する条件に違反した者の入札

6 契約書作成の要否

落札者は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含めない。）に、これを契約担当官に提出しなければならない。なお、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。また、落札者がこの契約書案を提出しないときは、契約を結ばない落札者として、落札価格の100分の5に相当する金額の損害賠償の請求をする。加えて、競争契約の参加対象等について制限を行うことがある。

7 落札の決定方法

総品目総額にて落札を決定する。（同価の場合は抽選をおこなう）

8 公告の掲示場所

陸上自衛隊対馬駐屯地第436会計隊、西部方面会計隊ホームページ

（アドレス<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.html>）

9 公告の期間

令和8年2月5日～令和8年2月20日

10 その他

- (1) 郵便入札については令和8年2月19日17時00分までに必着するよう「書留等」記録に残る方法で郵送し、「入札書在中」と記入すること。

又、郵便による入札については事前に郵送したことを会計隊担当までご連絡下さい。なお、再度入札を実施する場合は別示する。初度入札に参加された企業に初度入札状況をお知らせ（FAX送付）しますので、受信後、受領した旨の連絡をお願いいたします。

- (2) 代理人をもって入札に参加させる場合は、委任状を提出すること。

- (3) 入札参加を希望される方は、入札前までに資格審査結果通知書(写)を提出（FAX可）すること。

また、令和7・8・9年度の競争参加資格を申請中であることを証明できる書類の写しを提出するとともに、更新手続き完了後、資格審査結果通知書の写しを提出すること。

- (4) 携行品：印鑑、筆記具

11 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒817-0005 長崎県厳原町棧原38

陸上自衛隊対馬駐屯地 第436会計隊 契約班

TEL 0920-52-0791（内）348

FAX 0920-52-0791（内）349

入札に関する事項 第436会計隊契約班 担当 樋口（ヒグチ） 内線348

仕様書に関する事項 対馬警備隊 後方支援隊 営繕班 担当 高橋（タカハシ） 内線446

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		6S7M11100210								
NO	調達要求番号		物品番号	単 位	数 量	単 価	金 額	銘 柄	納 地	指定
	品 名				使用期限等			引 渡 場 所		
	部品番号 または 規格							搬 入 場 所	検 査	
	使用器材名				仕様書番号			グループ	納 期	包 装
1	689S1A10002	0001		ST	1.00				対馬駐屯地	
	対馬 5 0 号建物他エレベーター保守点検							対馬警備隊後方支援隊		
	仕様書のとおり							対馬警備隊後方支援隊		
								令和8年4月1日～令和9年3月31日		
				- 以 下 余 白 -						

仕 様 書

件名	対馬50号建物他エレベーター保守点検	作成日	令和7年 12月15日
		所 属	対馬駐屯地後支隊営繕班
		作成者	防衛技官 高橋 侑聖

1 概 要

エレベーターの保守点検を実施する。

2 実施場所

長崎県対馬市厳原町棧原38 陸上自衛隊対馬駐屯地

3 機種名等

場所	メーカー名	機種名等	階数	数量	点検回数	備考
50号建物	オーデス エレベーター	型 式：P-9-C090(乗用) 積載量：定員9名(600kg)	8階	1台	1回/月 計 12回/年	FM点検
56号建物	オーデス エレベーター	型 式：GEN2(乗用) 積載量：定員9名(600kg)	7階	1台	1回/月 計 12回/年	FM点検

4 実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

5 一般事項

- (1) 請負者は、本件において火災予防、労働安全及び施設の保護に十分注意を払うものとし、施設に損傷を与えた場合、請負者の責任において復旧すること。
- (2) 本仕様書に記載なき事項であっても軽微なものは請負者が実施すること。
- (3) 保守点検実施日については、事前に担当官と調整すること。
- (4) 保守点検完了後、現場の整理整頓及び清掃を実施すること。
- (5) 保守点検完了後、作業報告書及び点検写真を提出すること。
- (6) その他疑義が生じた場合は、担当官と調整の上実施すること。

6 特記事項

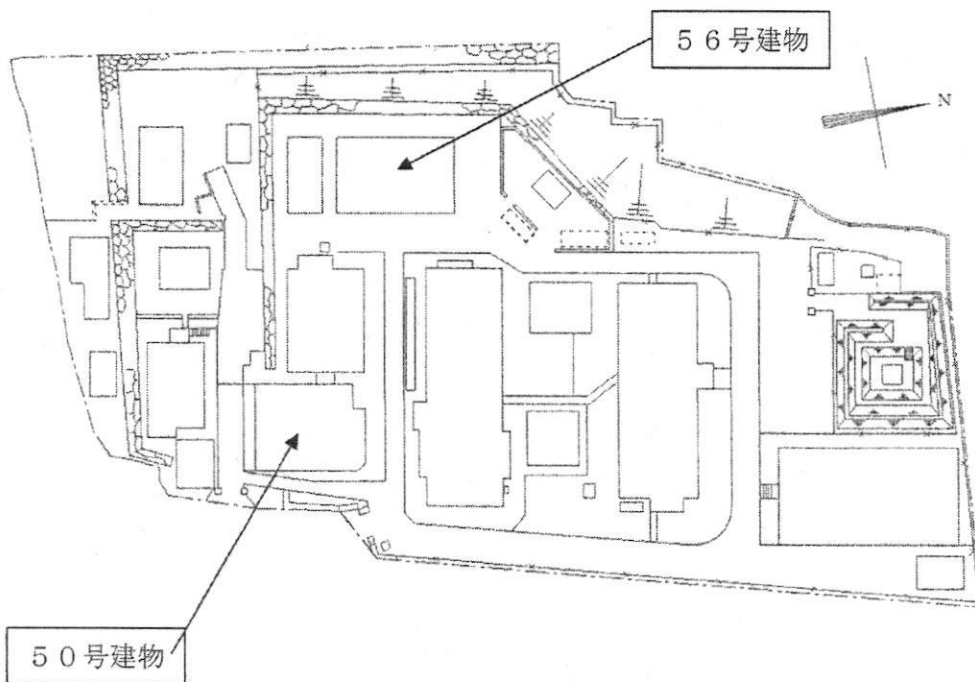
- (1) 本作業は「エレベーター保守点検項目表」により実施し、点検項目の点検周期についてはメーカーに確認のうえ、その周期に従い点検するものとする。
- (2) 故障の場合は、昼夜を問わず速やかに修理のための技術員を派遣すること。
- (3) 保守にあたっての部品・消耗品等の取替の修理作業は、保守業者の負担とする。ただし、大規模な修理作業となる場合は、本件の範囲内とするか否か担当官と協議すること。

エレベーター保守点検項目表

1 かご運転確認	
(1) 制御記録	制御記録・起動回数の確認
(2) 意匠照明	機能動作・状態の確認
(3) 操作盤・指示器	機能動作の確認
(4) 走行・乗り心地・着床	機能動作・可動音の確認
2 非常安全装置	
(1) 非常連絡装置、停電灯	機能動作の確認
(2) 戸閉安全装置	機能動作の確認
3 機械室機器	
(1) 巻上機・電動機・電磁ブレーキ	状態の確認
(2) 機械室機器	可動音・振動等の確認
4 各階乗り場	
(1) ドア開閉動作	機能動作・動作音等の確認
(2) 意匠・敷居	状態の確認
(3) ボタン・表示器	機能動作の確認
5 環境状態	
(1) 機械室の環境	室温・状態の確認
(2) かご上の環境	状態の確認
(3) ピット内の環境	状態の確認



案内図 S=1/X



案内図 S=1/1200

入札書

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊対馬駐屯地
第436会計隊長 古賀 一 殿

1 入札者 住 所
商号及び名称
氏 名

2 契約期間： 令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 履行場所：陸上自衛隊対馬駐屯地

4 内訳

品 名	規 格	単 位	数 量	金 額
対馬50号建物他エレベーター 保守点検	仕様書のとおり	ST	1	
	以下余白			
合計				

当社は、入札等参加者心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。